



西相制第 1 号
平成 23 年 4 月 1 日

総務大臣
片山 善博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録年月日及び届出番号

平成16年4月1日 第234号

接続約款変更認可申請書の補正について

平成 23 年 1 月 21 日付け西相制第 116 号をもって提出しました接続約款変更認可申請書を下記のとおり補正しますので、よろしく取り計らい願います。

記

補正事項

別紙のとおりであります。

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正
別紙 西相制第116号（平成23年1月21日）の補正内容

旧	新												
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(31) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(32) 接続料規則 第8条第2項ただし書きに係る網使用料の補正</td> <td> <p>2（料金額）2-1（端末回線伝送機能）2-1-1（基本額）2-1-1-1（基本料）第3欄ウ欄、エ欄、第5欄イ欄、第6欄、第8欄、第9欄、2-1-1-2（加算料）第1欄イ欄、ウ欄、第2欄イ欄、第3欄ア欄、2-6の3（イーサネットフレーム伝送機能）、2-13（ルーティング伝送機能）第1欄、第2欄及び第5欄に規定する網使用料について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。 ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(31) (略)	(略)	(32) 接続料規則 第8条第2項ただし書きに係る網使用料の補正	<p>2（料金額）2-1（端末回線伝送機能）2-1-1（基本額）2-1-1-1（基本料）第3欄ウ欄、エ欄、第5欄イ欄、第6欄、第8欄、第9欄、2-1-1-2（加算料）第1欄イ欄、ウ欄、第2欄イ欄、第3欄ア欄、2-6の3（イーサネットフレーム伝送機能）、2-13（ルーティング伝送機能）第1欄、第2欄及び第5欄に規定する網使用料について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。 ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。</p>	<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(31) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td style="height: 200px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1)～(31) (略)	(略)		
区 分	内 容												
(1)～(31) (略)	(略)												
(32) 接続料規則 第8条第2項ただし書きに係る網使用料の補正	<p>2（料金額）2-1（端末回線伝送機能）2-1-1（基本額）2-1-1-1（基本料）第3欄ウ欄、エ欄、第5欄イ欄、第6欄、第8欄、第9欄、2-1-1-2（加算料）第1欄イ欄、ウ欄、第2欄イ欄、第3欄ア欄、2-6の3（イーサネットフレーム伝送機能）、2-13（ルーティング伝送機能）第1欄、第2欄及び第5欄に規定する網使用料について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。 ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。</p>												
区 分	内 容												
(1)～(31) (略)	(略)												

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(網使用料の算定に係る措置)

- 2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料の原価の実績値（平成 22 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料（接続料規則第 8 条第 2 項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 9 欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。）の原価に加えて算定するものとします。
- 3 当社は、この改正規定に係る平成 22 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 22 年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 24 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 4 当社は、前項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、認可を受けた後、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。平成 23 年 4 月 1 日を越えて認可を受けた場合は、認可を受けた後、速やかに実施し、平成 23 年 4 月 1 日に遡及して適用します。
(網使用料の算定に係る措置)
- 2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料（接続料規則第 8 条第 2 項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 9 欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。以下この附則において同じとします。）の原価の実績値（平成 22 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。
- 3 当社は、この改正規定に係る平成 22 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 22 年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 24 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。
- 5 当社は、前 2 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。